

危機管理チーム設置要綱

(趣旨)

第1条 岡山県内に大規模な自然災害、重大な事故及び事件等（以下「大規模災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合における迅速かつ的確な全庁的危機管理を行うため、危機管理チームを設置する。

(組織)

第2条 危機管理チームは、危機管理監及び別表の各部局の職員で構成する。
2 危機管理監は、危機管理チームを代表し、その所掌事項を統括する。
3 危機管理監に事故あるときは、別表の順で危機管理監の職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 危機管理チームは、次の事項について所掌する。
(1) 非常体制時における災害対策本部の指示の伝達、実行状況の把握等
(2) 所管部局等が明確でない緊急事態等の初期対応等
(3) 特別警戒体制時における情報の収集の指示及び分析、対応方針の企画立案及び指示、関係機関との連絡調整の指示、災害対策本部員に対する状況の報告等の全庁的危機管理
(4) 危機管理に係る各種計画等の整備の検討、調査研究、訓練等
(5) その他危機管理に係る必要事項

(招集)

第4条 危機管理監は、特別警戒体制又は非常体制をとったとき若しくは大規模災害等に対する全庁的危機管理の必要があると認められるときは、危機管理チーム会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。
2 危機管理チームの構成員が必要と判断するときは、危機管理監に会議の招集を要請することができる。
3 危機管理監は、災害の進展を予測し、総合的に対策を進める必要があると認めるときは、関係課及び防災関係機関の職員等の出席を求め、危機管理チームの構成員のうち、危機管理監が指名する者並びに防災関係機関の職員等で構成する総合統制グループを設置することができる。
4 前3項の場合のほか、危機管理監は、危機管理に係る各種計画等の整備の検討、調査・研究、訓練等のため、会議を招集することができる。

(事務局)

第5条 危機管理チームの事務は、危機管理課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、危機管理チームの運営に関し必要な事項は、危機管理監が危機管理チームに意見を聞いて定めるものとする。

- 附則 1 この要綱は、平成15年1月16日から施行する。
2 岡山県震災対策推進会議設置・運営要綱（平成8年5月17日）は廃止する。
- 附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

所 属	危機管理チーム構成員	危機管理監の 職務代理順位	備 考
	危機管理課長	第1順位	
	消防保安課長	第2順位	
	危機管理監付参与	第3順位	
	危機管理課副課長		
	危機管理監付参事(危機管理・防災訓練担当)		
	危機管理課各班長		
総合政策局	公聴広報課長		
	政策推進課長		
総 務 部	総務学事課長		
県民生活部	県民生活交通課長		
環境文化部	環境企画課長		
保健福祉部	保健福祉課長		
産業労働部	産業企画課長		
農林水産部	農政企画課長		
土 木 部	監理課長		
出 納 局	用度課長		
企 業 局	施設課長		
教 育 庁	教育政策課長		
警 察 本 部	警備課長		

危機管理チーム設置要綱 第4条-3関係（総合統制グループの構成員）

所属	総合統制グループ構成員	主な所掌業務等	備考
知事直轄	危機管理監	統制指揮	
	危機管理課長	全体調整	
	消防保安課長	消防応援調整、航空運用	
総務部	総務学事課長	私立学校	
県民生活部	県民生活交通課長	交通機関	
	国際課	外国人対策	
保健福祉部	保健福祉課長	被災者支援、要配慮者施設	
	医療推進課	DMA T運用	
産業労働部	産業企画課長	支援物資調達	
	観光課長	観光客対策	
農林水産部	耕地課長	ため池等対策	
	治山課長	山地災害等対策	
土木部	道路整備課	道路情報	
	河川課	ダム、河川対策	
	防災砂防課	水防本部	
	港湾課	港湾対策	
教育庁	教育政策課長	公立学校	
警察本部	警備課	警備関係	

※その他、必要に応じて関係課の招集を行うこととする。